

令和5年度

第1回いわき市地域自立支援協議会

資料

いわき市保健福祉部

障がい福祉課

目次

1 令和5年度いわき市地域自立支援協議会について

- (1) 令和5年度いわき市地域自立支援協議会委員名簿・・・・・・・・・・ 1頁
- (2) いわき市地域自立支援協議会の概要・・・・・・・・・・ 2～3頁
- (3) 令和5年度いわき市地域自立支援協議会の体系について・・・・・・・・ 4頁
- (4) いわき市地域自立支援協議会設置要綱・・・・・・・・・・ 5～6頁

2 令和4年度いわき市地域自立支援協議会の取り組み等について

- (1) 全体会議における協議事項等について
 - ・ 令和4年度いわき市地域自立支援協議会における協議事項・・・・・・・・ 7頁

3 報告事項

- (1) 令和5年度いわき市障害者相談支援等事業について
 - ・ 令和5年度いわき市障害者相談支援等事業について・・・・・・・・ 8～11頁
 - ・ 令和4年度相談支援等事業等実績報告【障がい者相談支援センター】・12～13頁
 - ・ 令和4年度相談支援等事業等実績報告【基幹相談支援センター】・・・・ 14～15頁
- (2) 令和5年度いわき市地域生活支援体制強化事業について
 - ・ 令和5年度いわき市地域生活支援体制強化事業について・・・・・・・・ 16～18頁
 - ・ 日中一時支援事業所一覧・・・・・・・・・・ 19～20頁
 - ・ 緊急一時宿泊事業所一覧・・・・・・・・・・ 21頁
- (3) いわき市障がい者計画等の実施状況について
 - ・ 第5次いわき市障がい者計画（前期）の実施状況・・・・・・・・ 22～24頁
 - ・ 第6期いわき市障がい福祉計画の成果目標に係る実績等・・・・・・・・ 25～30頁
 - ・ 第2期いわき市障がい児福祉計画の成果目標に係る実績等・・・・・・・・ 31～32頁

4 協議事項

- (1) 令和5年度いわき市地域自立支援協議会における報告・協議事項等について・・・・ 33頁
- (2) 令和5年度自立支援協議会下部組織の構成及び目的等について・・・・・・・・ 34頁
 - ・ 令和5年度における地域会議（北部、南部）計画について・・・・・・・・ 35～39頁
 - ・ 令和5年度自立支援協議会（障がい当事者部会）委員募集要項について・・・・ 40～43頁

別冊資料

- ・ 第5次いわき市障がい者計画事業実施状況
- ・ 第6期いわき市障がい福祉計画の実施状況
- 第2期いわき市障がい児福祉計画の実施状況

令和5年度いわき市地域自立支援協議会委員名簿

区分	人数	所属団体職名	氏名	備考
学識 経験者	3名	医療創生大学 健康医療科学部 准教授	みよし けい 三好 圭	総合
		独立行政法人国立病院機構いわき病院 (内科)	よしざわ かずお 吉沢 和朗	内科
		公益財団法人磐城済世会舞子浜病院 (精神科)	しが ただお 志賀 忠夫	精神
障がい者 福祉団体	6名	いわき市盲人福祉協会 女性部会 会計	よしえ みちこ 吉江 路子	身障
		いわき市手をつなぐ育成会 監事	よしむら ますみ 吉村 真澄	知的
		いわき地区自閉症児・者親の会 会長	わたなべ さゆり 渡辺 さゆり	精神
		いわき市身体障害者福祉協会 会長	すずき せつこ 鈴木 世津子	身障
		いわき聴力障害者会 副会長	いしい しずこ 石井 静子	身障
		いわき市腎臓病患者友の会 会長	はせがわ ゆうぞう 長谷川 勇三	身障
障がい者 福祉施設	5名	いわき地区障がい者福祉連絡協議会 会長	はせがわ ひでお 長谷川 秀雄	総合
		社会福祉法人いわき福音協会 エデンの家 作業療法士	かじ なおこ 鍛冶 奈保子	身障 知的
		社会福祉法人育成会 理事	ふるかわ たかし 古川 敬	知的
		社会福祉法人誠心会 理事兼事務局長	たにひら ようぞ 谷平 耀宗	知的
		社会福祉法人希望の杜福祉会	すずき えみこ 鈴木 恵美子	精神
障がい者 関係機関	5名	福島県立いわき支援学校 校長	かんの みえこ 菅野 美恵子	知的
		福島県立平支援学校 校長	わたなべ たかお 渡部 孝男	身障
		いわき公共職業安定所 所長	うめはら さとし 梅原 佐登志	総合
		いわき障害者就業・生活支援センター 所長	さとう かおり 佐藤 香	総合
		いわき市社会福祉協議会 生活支援課 主事	いそ さきえ 磯 咲生恵	総合
市民代表	1名	いわき市ボランティア連絡協議会	わたなべ しげ 渡辺 成子	総合
合計	20名			

いわき市地域自立支援協議会の概要

1 法令根拠

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 89 条の 3 第 1 項（努力義務）

2 目的（障害者総合支援法第 89 条の 3 第 2 項）

関係機関が相互の連携を図ることで、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うことで、障がい者等への支援体制の整備を図ることを目的とする。

3 設置要綱

いわき市地域生活支援事業実施要綱及びいわき市地域自立支援協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）

【設置趣旨】

障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす定期的な協議の場として活用するもの。

4 構成

(1) 全体会議（設置要綱関係条による）

- ・ 学識経験者、団体、施設等、関係機関、市民代表の最大 20 名で構成。（任期 3 年）
- ・ 事務局は障がい福祉課及び基幹相談支援センター。

(2) 運営会議（設置要綱第 7 条第 2 項により任意設置）

- ・ 障がい福祉課、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター、地域生活支援コーディネーター及び専門部会長で構成。
- ・ 事務局は障がい福祉課及び基幹相談支援センター。

(3) 専門部会（設置要綱第 7 条第 2 項により任意設置）

- ・ 専門部会には部会長・副部会長を置く。
- ・ 専門部会の事務局は、障がい福祉課が担当する。

(4) 地域会議（設置要綱第 7 条第 2 項により任意設置）

- ・ 地域会議の事務局は、障がい者相談支援センターが担当する。

5 主な機能

(1) 一般的な機能（自立支援協議会の運営マニュアルより抜粋）

- ア 情報機能

- ・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信。

イ 調整機能

- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築。
- ・ 困難事例への対応のあり方に対する協議・調整。

ウ 開発機能

- ・ 地域の社会資源の開発、改善。

エ 教育機能

- ・ 構成員の資質向上の場として活用。

オ 権利擁護機能

- ・ 権利擁護に関する取り組みを展開する。

カ 評価機能

- ・ 中立、公平性を確保する観点から、委託相談支援事業所の運営評価等。

キ 施策提案等機能

- ・ 課題別に必要に応じ設置される専門部会等で各課題やその対応策について調査、協議を重ね、運営会議を通し、全体会において課題や対応策を確認し、市への施策提案等に繋げる。

(2) 重要施策の協議や確認等を行う機能

ア 市障がい者計画等の進捗状況の把握や必要に応じた助言

イ 障害者差別解消支援地域協議会としての対応 等

いわき市地域自立支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、いわき市地域生活支援事業実施要綱（平成18年10月1日実施）第16条の規定により設置する地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 困難事例等の検討・調整に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、20名以内の構成員をもって組織し、別表に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 構成員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には、会長及び副会長を各1名置き、構成員の互選により定める。

(会議)

第6条 協議会は、会長が召集し、その議長となる。会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

- 2 会長が、必要があると認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(運営会議等)

第7条 協議会には、その円滑な運営を図るため、必要に応じ、運営会議及び部会等を設けることができる。

- 2 前項の規定に基づいて設置した運営会議及び部会等の組織、運営等については、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務は、保健福祉部障がい福祉課において処理する。

(個人情報)

第9条 協議会において知り得た個人情報については、その取り扱いを十分留意しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項については、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

区 分	団 体 等 名
学識経験者	大学等
	(内科医又は整形外科医)
	(精神科医)
障害者団体等	いわき市盲人福祉協会
	いわき市手をつなぐ育成会
	いわき地区自閉症児・者親の会
	いわき市身体障害者福祉協会
	いわき聴力障害者会
	いわき市腎臓病患者友の会
障害者福祉施設等	いわき地区障がい者福祉連絡協議会
	社会福祉法人いわき福音協会
	社会福祉法人育成会
	社会福祉法人誠心会
	社会福祉法人希望の杜福祉会
障害者関係機関等	福島県立いわき支援学校
	福島県立平支援学校
	いわき公共職業安定所
	いわき市障害者就業・生活支援センター
	いわき市社会福祉協議会
市民代表等	いわき市ボランティア連絡協議会等

令和4年度 いわき市地域自立支援協議会における協議事項

	開催日時 開催方法	報告事項	協議事項等
第1回	令和4年5月26日 (ハイブリット開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度いわき市地域自立支援協議会の組織について（委員名簿、概要、下部組織体制等の説明） ・令和4年度いわき市相談支援等事業について ・令和4年度いわき市地域生活支援体制強化事業について ・福祉避難所の設置、運営の見直しについて ・障がい者虐待防止・対応マニュアルの改訂について 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度いわき市地域自立支援協議会における協議事項等について ・令和4年度自立支援協議会下部組織の構成及び目的等について
第2回	令和4年10月20日 (対面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度専門部会中間報告について ・いわき市障がい者計画事業実施状況について ・障害者差別解消法に係る対応状況について 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者部会の設置について
第3回	令和4年3月23日 (対面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度専門部会等の評価と課題 ・第5次いわき市障がい者計画等に係るアンケート調査について ・障がい者虐待防止に向けた取組みについて ・個別事例経過報告について ・令和5年度いわき市地域自立支援協議会下部組織の構成等について 	

年度当初は新型コロナウイルス感染症の影響にて、ZOOMを併用したハイブリット開催を実施。その後、感染状況を確認しながら対面開催を2回実施することができた。各専門部会については、感染症の影響もあり縮小を余儀なくされた活動もあったが、課題共有等は運営会議を通じて実施できており、ここ数年の感染症での開催中止等が目立った年度と比較すると、徐々に以前の活動や開催回数・実施方法が戻りつつある年度となった。

令和5年度いわき市障害者相談支援等事業について

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業及び第77条の2に規定する基幹相談支援センター事業に係る業務を行う。

- (1) 障がいの種別に関わらず、障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障がい福祉サービスの利用支援、障がい者の権利擁護など必要な支援を行う。
- (2) 障害福祉サービス事業者等からの障がいに関する総合相談・専門相談及び相談支援体制強化の取り組みなど地域における相談支援の中核的な業務を行う。

2 設置場所及び担当地域

(1) 相談支援事業（障がい者相談支援センター）

設置場所	担当地域
平字梅本 21 (いわき市役所本庁舎 1階)	北部地域（平・四倉・久之浜大久・小川・川前各地区保健福祉センター管轄圏域）
小名浜花畑町 34-2 (小名浜支所北分庁舎内)	小名浜地域（小名浜地区保健福祉センター管轄圏域）
錦町大島 1 (勿来支所内)	勿来・田人地域（勿来・田人地区保健福祉センター管轄圏域）
常磐湯本町吹谷 76-1 (常磐支所内)	常磐・遠野地域（常磐・遠野地区保健福祉センター管轄圏域）
内郷高坂町四方木田 191 (総合保健福祉センター内)	内郷・好間・三和地域（内郷・好間・三和地区保健福祉センター管轄圏域）

(2) 基幹相談支援センター事業

設置場所	担当地域
平字梅本 21 (いわき市役所本庁舎 2階)	市内一円

3 事業内容

(1) 相談支援事業（障がい者相談支援センター）

ア 福祉サービスの利用援助

福祉サービスの利用に関する情報提供や支援等を行う。

イ 社会資源を活用するための支援

福祉サービス以外の各種支援施策の活用に関する情報提供や支援等を行う。

ウ 社会生活を高めるための支援

生活する上で必要な人間関係、健康管理、金銭管理等に関する助言や支援等を行う。

エ 権利擁護・虐待防止のために必要な援助

(ア) 成年後見制度の利用に関する情報提供や支援等を行う。

(イ) 差別解消に関する相談を受け付け、市と協力して対応する。

(ウ) 虐待に関する相談を受け付け、市と協力して対応する。

オ 専門機関の紹介

他の専門機関の紹介や引継ぎ等を行い、必要に応じて連携して支援する。

カ 社会資源の改善・開発に向けた調整

(ア) いわき市地域自立支援協議会（地域会議）を運営し、課題の抽出やその解決策の検討を行う。

(イ) 必要に応じ、いわき市地域自立支援協議会（全体会、運営会議及び専門部会等）及び事業者連絡会に参加する。

キ その他

(ア) 災害時に安否確認等が必要となる者の把握に努める。

(イ) 障がい者相談支援センターの周知を行う。

(ウ) 地域における障がいに対する理解の啓発に取り組む。

(2) 基幹相談支援センター事業

ア 障がいの種別にかかわらず、また各種ニーズに対応できる総合的及び専門的な相談支援

障がいの種別にかかわらず、障がい者等からの相談を受け付け、主訴やニーズを整理した上で情報提供や支援等を行う。

イ 相談支援事業者に対する指導、助言、人材育成の支援等、地域の相談支援体制の強化の取組

(ア) サービス等利用計画等の適正化に関する評価、助言及び支援等を行う。

(イ) 相談支援ネットワークの運営を支援し、研修会や事例検討会等の資質向上に向けた取り組みを行う。

ウ 障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行及び地域生活を支えるための地域定着の促進への取組

地域の実情を把握し、課題の抽出やその解決策の検討を行う。

エ 権利擁護・虐待防止の取組

(ア) 地域の実情を把握し、課題の抽出やその解決策の検討を行う。

(イ) 事業者に対する助言等を行う。

オ いわき市地域自立支援協議会の運営を通じた障がい者等への支援の強化

(ア) 全体会の運営の補助を行う。

(イ) 運営会議の運営を行う。

(ウ) 必要に応じ、いわき市地域自立支援協議会（専門部会等）及び事業者連絡会に参加する。

カ その他

(ア) 市と協力し、人材確保・育成に向けた取り組みを行う。

(イ) 基幹相談支援センターの周知を行う。

4 人員配置

(1) 相談支援事業（障がい者相談支援センター）

障がい者等の相談及び援助に関して、専門的知識及び経験を有する者を常勤職員として置くものとする。

配置にあたっては、次のとおり 9 名を配置する。

担当地域	配置人員
北部地域（平・四倉・久之浜大久・小川・川前各地区保健福祉センター管轄圏域）	4名
小名浜地域（小名浜地区保健福祉センター管轄圏域）	2名
勿来・田人地域（勿来・田人地区保健福祉センター管轄圏域）	1名
常磐・遠野地域（常磐・遠野地区保健福祉センター管轄圏域）	1名
内郷・好間・三和地域（内郷・好間・三和地区保健福祉センター管轄圏域）	1名

(2) 基幹相談支援センター事業

障害福祉サービス事業者等からの相談等に対応できる専門的知識及び経験を有する者かつ有資格者（社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員等）を常勤職員として置くものとする。

配置にあたっては、3名（専門職）を配置する。

5 地区保健福祉センター、障がい者相談支援センター及び計画相談支援事業所との役割分担のイメージ

(1) 計画相談支援事業所有りの場合

区分	地区保健福祉センター	障がい者相談支援センター	計画相談支援事業所
相談	<ul style="list-style-type: none"> 複数のサービス及びインフォーマルサービスなどが必要な場合や、処遇が困難となりそうなケースと考えられる場合は相談支援センターへ相談 上記以外はサービスの支給申請へ 	<ul style="list-style-type: none"> 地区センからの相談に応じ、事業所調整等の対応補助 直接相談が入った場合は地区セン担当者へ情報提供 	—
申請受付	<ul style="list-style-type: none"> 計画相談支援事業所の情報提供 	—	—
調査等	<ul style="list-style-type: none"> 直営または委託での認定調査 必要に応じ障害支援区分の認定 	<ul style="list-style-type: none"> 認定調査については一部委託を受ける場合有り 	<ul style="list-style-type: none"> サービス等利用計画案の作成
支給決定	<ul style="list-style-type: none"> 決定通知、受給者証の発行 	—	—
担当者会議	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関として参加の場合有り 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関として参加の場合有り 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関を招集
サービス利用	<ul style="list-style-type: none"> サービス利用に問題がある場合 ① 計画相談支援事業所と地区センでケース会議等により対応 ② ①においても処遇困難の場合には相談支援センターも含めた対応に移行 		<ul style="list-style-type: none"> サービス等利用計画の作成
モニタリング	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 状況に応じたモニタリング

(2) 計画相談支援事業所なしの場合

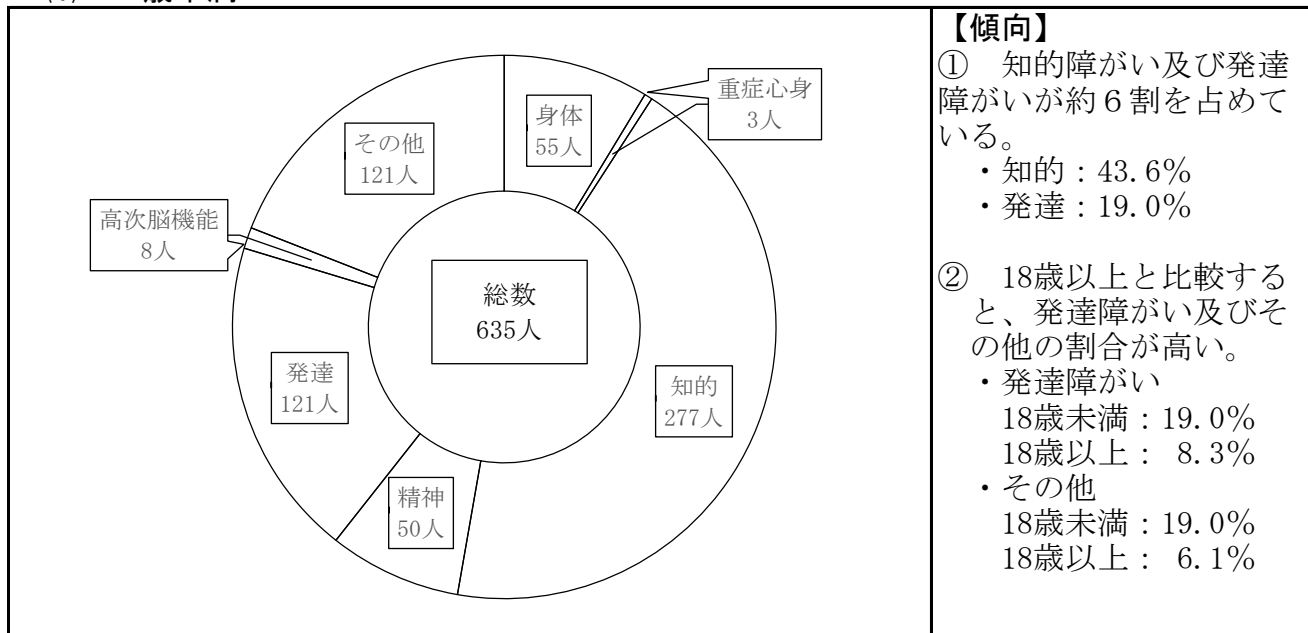
区分	地区保健福祉センター	障がい者相談支援センター
相談	<ul style="list-style-type: none"> 複数のサービス及びインフォーマルサービスなどが必要な場合や、処遇が困難となりそうなケースと考えられる場合は相談支援センターへ相談 上記以外はサービスの支給申請へ 	<ul style="list-style-type: none"> 地区センからの相談に応じ、事業所調整等の対応補助 直接相談が入った場合は地区セン担当者へ情報提供
申請受付	<ul style="list-style-type: none"> 計画相談支援事業所の情報提供 	—
調査等	<ul style="list-style-type: none"> 直営または委託での認定調査 必要に応じ障害支援区分の認定 サービス等利用計画（セルフプラン）の作成補助 	<ul style="list-style-type: none"> 認定調査については一部委託を受ける場合有り 場合により、サービス等利用計画（セルフプラン）の作成補助支援
支給決定	<ul style="list-style-type: none"> 決定通知、受給者証の発行 	—
担当者会議	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、関係機関を招集 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関として参加の場合有り
サービス利用	<ul style="list-style-type: none"> サービス利用に問題がある場合で、処遇困難の場合には相談支援センターも含めた対応 	
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ実施 	—

※ 障がい者相談支援センターは、専門的知識及び経験を有する者であることから、主に処遇困難ケースについて地区保健福祉センターや相談支援事業所と連携し、原則として主担当とはならず、側面的な支援として専門的な意見やコーディネートを行う（場合により基幹相談支援センターを含める）。

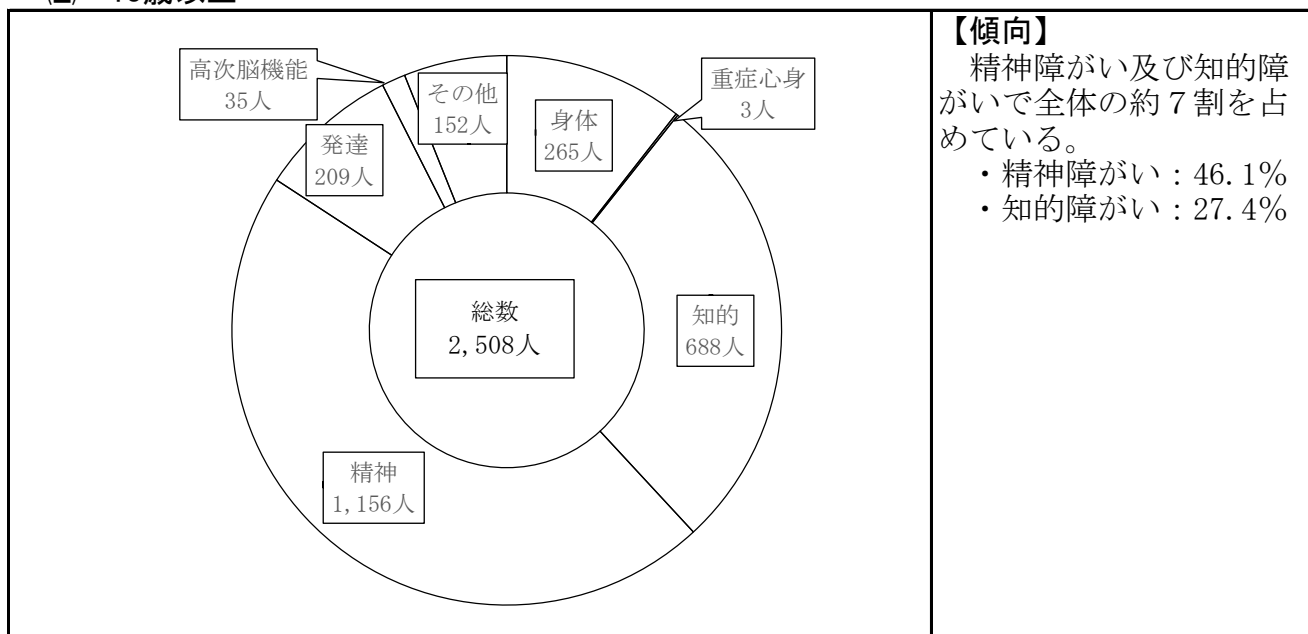
令和4年度相談支援事業等実績報告【障がい者相談支援センター】

1 利用者数

(1) 18歳未満



(2) 18歳以上



2 支援方法

区分	訪問	来所	同行	電話	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	計
件数	976	648	554	5,188	127	270	3,791	51	11,605
割合(%)	8.4	5.6	4.8	44.7	1.1	2.3	32.7	0.4	100.0

【傾向】

電話による相談が最も多く（44.7%）、次いで関係機関との連携等（32.7%）となっている。

3 支援内容

区分	福祉サービスの利用等に関する支援	障がいや症状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支援
件数	4,297	998	2,012	1,648	792	1,490	1,381
割合(%)	25.6	5.9	12.0	9.8	4.7	8.9	8.2

区分	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	合計
件数	723	911	392	395	1,752	16,791
割合(%)	4.3	5.4	2.3	2.4	10.4	100.0

【傾向】

福祉サービスの利用等に関する支援が最も多くなっている。(25.6%)

令和4年度相談支援事業等実績報告【基幹相談支援センター】

1. 障がいの種別にかかわらず、また各種ニーズに対応できる総合的及び専門的な相談支援

(1) 対応件数（延べ）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
総合 相談 業務	(者)初期相談に対する対応	4	8	4	1	3	2	3	3	8	2	3	3	44
	(者)継続支援ケースに対する対応	11	16	24	22	15	11	17	18	16	26	31	28	235
	(児)初期相談に対する対応	5	2	3	1	0	0	1	3	1	2	3	7	28
	(児)継続支援ケースに対する対応	10	3	2	6	13	4	6	3	6	5	6	13	77
	支援会議参加	5	2	6	10	4	7	8	0	6	10	2	8	68
	サービス調整等	2	1	2	3	0	0	1	0	2	0	2	5	18
	うち専門相談機関等の連携・連絡調整を行った件数	18	12	10	5	16	9	12	8	8	17	13	10	138
	そのうち訪問によるもの	5	12	16	14	6	6	10	4	9	13	6	19	120

2. 相談支援事業者に対する指導、助言、人材育成の支援等、地域の相談支援体制の強化

(1) 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談員に対する助言	18	13	19	23	14	25	16	11	11	16	10	10	186
相談支援事業所訪問	0	1	4	0	0	6	2	3	7	0	0	1	24
サービス等利用計画の適正化支援	1	0	0	1	0	1	1	0	5	0	0	0	9
サービス事業所等に対する助言	1	2	0	2	1	3	4	2	2	1	0	1	19
うち専門相談機関等の連携・連絡調整を行った件数	9	7	5	12	4	1	2	8	10	16	7	8	89
そのうち訪問によるもの	4	5	8	6	4	17	13	8	13	5	2	12	97

(2) 地域の相談支援事業者の人材育成の支援 研修等の開催（回）

基幹主催研修会	6
相談支援ネットワーク定例会運営	5
スーパービジョン研修会	6
事例検討会	9
主任相談支援専門員会議	6
法定研修実地研修	4
フォローアップ研修の開催、運営	1
合計	37

(3) 地域の相談機関との連携強化の取組の実施
 定例会議、随時の意見交換会等 (回)

対象	回数	備考
障がい者相談支援センター	12	
障がい者就業・生活支援センター	3	
部会セミナー	1	
教育分野	15	支援室、事務所、双葉圏域教育と福祉の協議等
児童分野	8	児童相談所、こども支援課、子育てサポートセンター等
県内基幹連携会議	3	
浜ねっと会議	12	浜通り地区基幹相談、相談支援アドバイザー、保健福祉事務所
事業所連絡会	9	
高齢分野との連携	2	ケアマネ協会等
その他福祉団体等	4	
保健所	4	
合計	73	

令和5年度いわき市地域生活支援体制強化事業について

1 目的

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい児者やその家族が地域で安全・安心に生活できるよう、緊急時を想定した体験の場の確保、緊急時における迅速な相談及び必要に応じた緊急的な対応が図られる体制等を強化し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するもの。

2 令和5年度事業概要等

(1) 日中一時支援事業

事業概要	障がい児者の家庭の就労支援及び障がい児者を日常的に介護している家族の一時的な休息等を目的として、障がい児者の日中における活動の場を確保し、適切なサービスを提供するもの。 障がい児者が安心して過ごすことができる場所の確保を容易にするため、令和2年度より、委託可能事業所に「生活介護事業所」を追加した。
令和5年度方針	委託可能事業所（短期入所、障害児通所支援、生活介護）への働きかけを継続し、委託事業所数の増を図る。
委託事業所数	27か所（R5.4.1現在）（P19-20参照）

(2) 緊急一時宿泊事業

事業概要	介護を行う者の疾病その他のやむを得ない事由により、緊急に居宅においてその介護を行う者がいなくなった障がい者に対し、生活介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所において一時的に宿泊を伴う見守り等の支援を行うもの。
令和5年度方針	生活介護事業所への働きかけを継続し、委託事業所数の増を図る。
委託事業所数	6か所（内県外1か所）（R5.4.1現在）（P21参照）

(3) 地域生活支援コーディネーター事業

事業概要	障害児者やその家族等に対して積極的な働きかけを行う専門の相談員を配置することにより、緊急時や親亡き後を見据えた支援に関する相談に応じるとともに、緊急事態が生じたときに迅速に対応できる体制の構築を図るもの。
令和5年度方針	要支援者及び事業所への働きかけを継続し、更なる支援体制の強化を図る。
配置数	1名（障がい福祉課内に配置）

3 令和4年度実績

(1) 日中一時支援事業

延べ利用件数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
短期入所・障害児通所支援事業所	1,688件	1,655件	1,492件
生活介護事業所（拡大分）	1,340件	1,591件	1,542件
計	3,028件	3,246件	3,034件

(2) 緊急一時宿泊事業：6件

(3) 地域生活支援コーディネーター事業

①支援者数（実人数）

区分	児	者	計
身体障害	4	60	64
重症心身障害			
知的障害	18	160	178
精神障害		165	165
発達障害	1		1
高次脳機能障害		1	1
その他	1	40	41
計	24	426	450

②支援方法（延べ支援件数）

区分	訪問		同行		会議		電話		その他		計	
	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者
身体障害	1	17				1		6	3	49	4	72
重症心身障害												
知的障害	4	17		2		3		56	16	137	20	215
精神障害		4				1		25		156		186
発達障害							2		2		2	
高次脳機能障害										1		1
その他		5						11	1	31	1	47
計	5	43		2		4	2	98	3	374	27	521

③支援内容（延べ支援件数）

区分	プラン作成(補助)		権利擁護		理解促進		関係機関への案内		その他		計	
	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者
身体障害								3	4	69	4	72
重症心身障害												
知的障害		12		10		2		13	20	178	20	215
精神障害		2		3				1				186
発達障害			1						1		2	
高次脳機能障害										1		1
その他				1				1	1	45	1	47
計		14	1	14		2		158	1	316	27	521

備考 「児」は18歳未満、「者」は18歳以上とする。

④地域生活支援体制の強化・整備に向けた調整に関する業務（調整等回数）

地域における支援体制の強化・整備に係る他機関との連携・調整等	障がい福祉課協議	8
	地区保健福祉センター（個別支援に係る調整）	18
	自殺対策（保健所・会議等）	6
	いわきケアマネ協会・特別養護老人ホーム（高齢）	3
	病院・薬局	8
	事業所訪問・来所（計画相談、生活介護、短期入所など）	40
	サービス管理責任者交流会・児童通所等研修	5
	事業所ネットワーク会議	2
	地域会議（おしゃべり会・赤井）、個別支援会議	11
	民生児童委員協議会	9
県内地域生活支援拠点等事業の促進及び情報共有	拠点定着・地域移行研修等	5
	地域生活支援拠点等整備事業コーディネーターミーティング・事務局会議（けんなん・郡山・いわき）	9
いわき地域自立支援協議会への参画	全体会	3
	運営会議	7
	地域生活支援部会	6
	地域生活支援部会主催研修	2
	事業所連絡会	10
育成関係	講師・実習生対応	8
計		160

⑤基幹相談支援センター等との連携（会議等参加回数）

基幹相談支援センター及び相談支援事業者との連携	障がい者相談支援センター定例会 地域包括支援センター管理者会議	14
	障がい者相談支援センター（南部・北部カンファレンス）	15
	グループスーパービジョン・事例検討会	8
	相談支援ネットワーク定例会・相談支援専門員協会	7
	基幹相談支援センター主催研修	6
計		50

○令和5年度地域生活支援事業所(日中一時支援事業)事業所一覧

R.5.4.1 現在

番号	事業所				事業者(母体法人)			
	事業所名	郵便番号	住所	電話番号	運営法人	郵便番号	住所	電話番号
1	せいざん荘	974-8261	いわき市植田町堂ノ作49-12	63-0033	社会福祉法人 愛誠会	974-8261	いわき市植田町堂ノ作49-12	63-0033
2	いわき育成園短期入所事業	974-8204	いわき市高倉町鶴巻35	62-2241	社会福祉法人 育成会	972-8312	いわき市常磐下船尾町東作51	43-4466
3	いわき希望の園(こすも)	971-8184	いわき市泉町黒須野字早稲田217-1	75-0202				
4	いわき学園	972-8312	いわき市常磐下船尾町東作51	43-4445	社会福祉法人 いわき福音協会	970-8001	いわき市平上平窪字羽黒40	23-8422
5	いわき光成園	972-8312	いわき市常磐下船尾町東作53	43-0012				
6	指定短期入所事業所 カナン村	970-8001	いわき市平上平窪字羽黒40	23-8611	社会福祉法人 いわき福音協会	970-8001	いわき市平上平窪字羽黒40-44	23-8422
7	指定短期入所事業所 はまぎく荘	970-8003	いわき市平下平窪字熊ヶ平6	23-5311				
8	指定短期入所事業所 はまなす荘	970-8002	いわき市平中平窪字二堂田2	23-8711	社会福祉法人 いわき福音協会	970-8001	いわき市平上平窪字羽黒40-44	23-8422
9	指定短期入所事業所 福島整肢療護園(肢体) (重心)ジョーステイ	970-8001	いわき市平上平窪字古館1-2	25-8131				
10	指定短期入所事業所 野の花ホーム	970-8001	いわき市平上平窪字羽黒40-51	24-1201	社会福祉法人 いわき福音協会	970-8001	いわき市平上平窪字羽黒40-44	23-8422
11	エデンの家	970-8001	いわき市平上平窪字古館1-22	88-7741				
12	福祉サービス事業所ポポロ	970-8003	いわき市平下平窪字二丁目1-5	68-6564	有限会社 介護じゃんけんぼん	974-8232	いわき市錦町江栗馬場85-2	77-0551
13	キッズじゃんけんぼん北茨城	319-1704	北茨城市大津町北町二丁目4-10	0293-30-2077				
14	シヨーステイほっと	972-0252	いわき市遠野町上根本字白坂384-1	89-3400	社会福祉法人 誠心会	972-0161	いわき市遠野町上遠野字堀切12-1	74-1551
15	障害児通所支援チャーム	971-8166	いわき市小名浜愛宕上13-23	73-2033				
16	障害児通所支援第2チャーム	973-8409	いわき市内郷御台境町鶴巻45-2	84-6882	社会福祉法人 福島県福祉事業協会	963-4312	田村市船引町船引字上中田33番地の1	0240-22-2537
17	障害児通所支援みよん	974-8261	いわき市植田町林内11-1	85-5720				
18	東洋学園児童部	973-8407	いわき市内郷宮町峰根65-189	38-7871	社会福祉法人 福島県福祉事業協会	963-4312	田村市船引町船引字上中田33番地の1	0240-22-2537

番号	事業所				事業者(母体法人)			
	事業所名	郵便番号	住所	電話番号	運営法人	郵便番号	住所	電話番号
19	まどろみ	971-8186	いわき市泉玉露三丁目10-5	84-6929	社会福祉法人 エル・ファロ	974-8261	いわき市植田町中央三丁目7-6	62-7388
20	独立行政法人 国立病院機構いわき病院	971-8186	いわき市小名浜野田字八合88-1	88-7101	独立行政法人 国立病院機構いわき病院	971-8186	いわき市小名浜野田字八合88-1	88-7101
21	医療型障害児入所施設 水方苑	318-0003	茨城県高萩市下手綱1951-15	0293-24-6661	社会福祉法人 愛正会	318-0003	茨城県高萩市下手綱1951-15	0293-24-6661
22	光洋愛成園	979-0402	双葉郡広野町大字下北迫字東町203-1	0240-23-6306	社会福祉法人 友愛会	979-0402	双葉郡広野町大字下北迫字東町203-1	0240-23-6306
23	アルケン	971-8139	いわき市鹿島町御代字九反田1-1	84-6263	社会福祉法人 ゴールデンハーブ	971-8146	いわき市鹿島町御代字九反田1-1	84-6262
24	ピースフルかべや	970-8028	いわき市平上 神谷字神谷分20	34-6678	特定非営利活動法人 かべや福祉作業所	970-8028	いわき市平上 神谷字神谷分20	34-6678
25	自由空間	974-8261	いわき市植田町中央三丁目7-6	84-7214	社会福祉法人 エル・ファロ	974-8261	いわき市植田町中央三丁目7-6	62-7388
26	なないろくれよんデイルーム	970-8034	いわき市平上 荒川字長尾74番地の8	88-8773	合資会社 ひよりサービス	979-0201	いわき市四倉町六丁目260番地	88-8773
27	ほおけらハウス	971-8183	いわき市泉町下川字川向48番地の1	84-8901	NPO法人 ちよぼら	971-8183	いわき市泉町下川字川向48番地の1	84-8901

○令和5年度地域生活支援事業(緊急一時宿泊事業)事業所一覧

令和5年4月1日 現在

番号	事業所			事業者(母体法人)		
	事業所名	住所	電話番号	運営法人	住所	電話番号
1	アルケン	いわき市鹿島町御代字九反田1-1	84-6262	社会福祉法人ゴールデンハープ	いわき市鹿島町御代字九反田1-1	84-6262
2	なないろくれよんデイルーム	いわき市平上荒川字長尾74-8 アドレスいわき中央ビル108号室	28-8802	合資会社ひよりサービス	いわき市四倉町字六丁目260	28-8802
3	ぽおけらハウス	いわき市泉町下川字川向48-1	84-8901	特定非営利活動法人ちよぼら	いわき市泉町下川字川向48-1	84-8901
4	のぼら	いわき市四倉町大森字民野町45	34-2895	社会福祉法人みどりのかぜ	いわき市四倉町大森字民野町45	34-2895
5	ににこ生活	茨城県北茨城市平潟町351-1	0293- 24-9407	台同会社にこにこ北茨城	茨城県北茨城市平潟町351-1	0293- 24-9407
6	じょうばん福祉作業所	いわき市内郷内町水之出14番地	26-7720	特定非営利活動法人常磐福祉会	いわき市内郷内町水之出14番地	26-7720

I いわき市障がい者計画等の実施状況について

1 第5次いわき市障がい者計画（前期）の実施状況

『第5次いわき市障がい者計画』は、令和3年度から令和8年度までの6年間であり、令和3年度から令和5年度までの3年間の前期、令和6年度から令和8年度までの3年間の後期とし、国の「市町村障害者計画策定指針」及び第4次計画の策定時以降の障害者施策等を勘案し、令和3年2月に「第5次いわき市障がい者計画（前期）」として策定しました。

本計画では、「すべての市民が、相互に支え合い、地域で安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現」を基本理念に、啓発・広報をはじめ、生活支援者教育、就業などライフステージに応じた支援体制の構築に向けて、6つの施策分野における基本的方向性を定め、総合的に施策を推進しています。

『第5次いわき市障がい者計画（前期）』において位置づけた各事業の実施状況（令和4年度末時点）については、次の表のとおりとなっています。（詳細については別冊1のとおり）

【施策分野別事業の実施状況】

項目	施策分野		達成度(※)					合計
			A	B	C	D	E	
I	啓発・広報	事業数	12	20	8	2	2	44
		割合(%)	27.3	45.5	18.2	4.5	4.5	100.0
II	生活支援	事業数	35	24	10	4	0	73
		割合(%)	47.9	32.9	13.7	5.5	—	100.0
III	保健・医療	事業数	20	14	5	1	0	40
		割合(%)	50.0	35.0	12.5	2.5	—	100.0
IV	生活環境	事業数	7	15	6	0	0	28
		割合(%)	25.0	53.6	21.4	—	—	100.0
V	教育・育成	事業数	16	10	5	1	0	32
		割合(%)	50.0	31.3	15.6	3.1	—	100.0
VI	雇用・就業	事業数	11	3	0	0	0	14
		割合(%)	78.6	21.4	—	—	—	100.0
合計			101	86	34	8	2	231

※ A：達成している B：概ね達成している C：一定程度達成している D：あまり達成できていない E：達成できていない

令和4年度は計画の2年目であり、すべての施策分野で一定程度達成されました。また、令和3年度と比較し、新型コロナウイルス感染症の影響が少なくなるとともに、縮小、休止といった事業が減ったことから、すべての分野において、評価が改善している傾向にあります。

広報・啓発分野及び生活支援分野では、昨年度よりは減ったものの、「D：あまり達成できていない」又は「E：達成できていない」と評価した事業がまだあり、これは主に新型コロナウイルス感染拡大の影響のため、事業を縮小、休止したことによるものとなっております。今後、これらの事業は参加者のニーズを見極め、他事業との統合または廃止とする方向性となっております。

一方、生活環境分野と雇用・就業分野については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けることなく、推進することが出来ました。

令和4年度は、障がい者施策を十分推進出来なかった分野がありましたが、「第5次いわき市障がい者計画」でも、「第4次いわき市障がい者計画」から6つの施策分野を継承しており、PDCAサイクルにより、事業の実施状況の評価・点検を行い、障害者施策の推進を引き続き行っていきます。

	事業数	評価の数					割合					
		A	B	C	D	E	A	B	C	D	E	
総計	231	101	86	34	8	2	43.7%	37.2%	14.7%	3.5%	0.9%	
1 広報・啓発	44	12	20	8	2	2	27.3%	45.5%	18.2%	4.5%	4.5%	
ア	「共に生きる社会」の理念普及	11	3	6	2	0	0	27.3%	54.5%	18.2%	0.0%	0.0%
イ	障がい特性に配慮した一層の理解促進	4	3	1	0	0	0	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ウ	情報アクセシビリティの向上	10	2	6	1	1	0	20.0%	60.0%	10.0%	10.0%	0.0%
エ	障がいを理解するための福祉教育の推進	6	1	1	3	1	0	16.7%	16.7%	50.0%	16.7%	0.0%
オ	障がい福祉サービス等に係る情報提供の充実	2	0	2	0	0	0	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
カ	ボランティア活動の推進	6	2	2	2	0	0	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%
キ	権利擁護、差別解消、成年後見制度に関する啓発及び推進	5	1	2	0	0	2	20.0%	40.0%	0.0%	0.0%	40.0%
2 生活支援	73	35	24	10	4	0	47.9%	32.9%	13.7%	5.5%	0.0%	
ア	意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備	30	13	12	4	1	0	43.3%	40.0%	13.3%	3.3%	0.0%
イ	障がい者ケアマネジメント体制の確立	2	0	1	0	1	0	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%
ウ	障がい福祉サービス等の充実	13	11	1	1	0	0	84.6%	7.7%	7.7%	0.0%	0.0%
エ	地域移行及び自立生活への支援の推進	8	4	2	1	1	0	50.0%	25.0%	12.5%	12.5%	0.0%
オ	障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興	6	3	1	1	1	0	50.0%	16.7%	16.7%	16.7%	0.0%
カ	コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実	6	2	1	3	0	0	33.3%	16.7%	50.0%	0.0%	0.0%
キ	地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援体制の整備	6	0	6	0	0	0	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ク	共生型サービス提供体制の整備	2	2	0	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3 保健・医療	40	20	14	5	1	0	50.0%	35.0%	12.5%	2.5%	0.0%	
ア	障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実	20	14	6	0	0	0	70.0%	30.0%	0.0%	0.0%	0.0%
イ	障がいの原因となる疾病等の予防	5	0	3	2	0	0	0.0%	60.0%	40.0%	0.0%	0.0%
ウ	リハビリテーションと医療の充実	7	3	3	1	0	0	42.9%	42.9%	14.3%	0.0%	0.0%
エ	精神保健福祉の巢審	6	2	1	2	1	0	33.3%	16.7%	33.3%	16.7%	0.0%
オ	障がい特性に応じた地域保健事業の充実	2	1	1	0	0	0	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4 生活環境	28	7	15	6	0	0	25.0%	53.6%	21.4%	0.0%	0.0%	
ア	住宅、建築物等のバリアフリー化の推進	10	6	2	2	0	0	60.0%	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%
イ	地域における暮らしの場の確保	2	0	0	2	0	0	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
ウ	施設等における安全体制の確保	3	0	3	0	0	0	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
エ	災害発生時における支援体制の確保	8	1	5	2	0	0	33.3%	166.7%	66.7%	0.0%	0.0%
オ	地域における日ごろの防災、防犯体制の推進	5	0	5	0	0	0	0.0%	166.7%	0.0%	0.0%	0.0%
5 教育・育成	32	16	10	5	1	0	50.0%	31.3%	15.6%	3.1%	0.0%	
ア	一貫した療育支援体制の充実	10	4	6	0	0	0	40.0%	60.0%	0.0%	0.0%	0.0%
イ	障がい児保育、特別支援教育充実のための人材育成	2	2	0	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ウ	「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進	9	6	2	1	0	0	66.7%	22.2%	11.1%	0.0%	0.0%
エ	社会的及び職業的自立の促進	3	2	1	0	0	0	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%
オ	生涯学習活動の充実	8	2	1	4	1	0	25.0%	12.5%	50.0%	12.5%	0.0%
6 雇用・就業	14	11	3	0	0	0	78.6%	21.4%	0.0%	0.0%	0.0%	
ア	就業支援及び生活支援施策の推進	3	3	0	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
イ	多様な就労の場の確保	5	2	3	0	0	0	40.0%	60.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ウ	一般周知への移行促進及び職場定着の支援体制の充実	2	2	0	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
エ	福祉的就労の充実	4	4	0	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

2 第6期いわき市障がい福祉計画の成果目標に係る実績等

(1) 成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がいのある方のうち、今後自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人数を見込み、令和5年度末における地域生活への移行者数の目標値を定めます。

国の基本指針	
①施設入所者の地域生活への移行	⇒令和元年度末時点の施設入所者数（307人）の6%以上を地域生活に移行
②施設入所者数の削減	⇒令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数（307人）の1.6%以上を削減

●第5期計画実績及び第6期計画目標値・実績

項目	第5期計画				第6期計画				
	基準値	目標値	実績	達成率	基準値	目標値	R3	R4	実績
施設入所者数	320人 (H28年度末)	313人	307人 (R1年度末)	—	307人 (R1年度末)	302人 (R5年度末)	306人 (R3年度末)	300人 (R4年度末)	— (R5年度末)
地域生活移行者数①	—	29人	1人 (R1年度末)	3.4% (R1年度末)	—	19人	1人	2人	—
削減見込②	—	7人	6人 (R1年度末)	85.7% (R1年度末)	—	5人	1人	7人	—

●目標達成のための方策

地域生活への移行を希望している障がいのある方が地域で自立した生活ができるよう、グループホームなど必要な障害福祉サービスを確保するため、多様な事業者へ働きかけ、必要な支援を行います。

また、障がいのある方の住まいの確保に向け、住宅セーフティネット制度や家賃債務保証制度を推進するほか、民間賃貸住宅所有者等の不安を払拭するための支援に努めます。

さらには、いわき市地域自立支援協議会（地域移行関係）等において現状及び課題の調査・検証を行うなど、地域生活への移行を支援する体制づくりに努めます。

●令和4年度（第6期2年度）における実績及び今後の方策について

地域生活移行者数が3名（うち令和4年度2名）と目標値を大きく下回った。施設入所者の削減見込は7名と目標を達成したものの、地域移行者の増による減ではなく、入所者の死亡や入院といった理由での減となった。

目標値達成に向け、地域生活支援部会にて、地域移行に対する理解・啓発のため講演会等を実施した。令和5年度も引き続き、地域移行に対する理解・啓発に取り組んでいく。

(2) 成果目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、別途活動指針を設定し、保健・医療・福祉が連携した会議の場において、地域で生活する上で必要な資源やネットワークのあり方について検討していきます。

国の基本指針※都道府県のみ設定

- ①精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
⇒令和5年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする。
- ②精神病床における1年以上長期入院患者数
⇒令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上/65歳未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- ③精神病床における早期退院率
⇒精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とする。

※国の基本指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、上記の目標を設定することとしていますが、これらは都道府県が設定する目標のため、本市では設定を行いません。

●第5期計画実績及び第6期計画目標値・実績

項目	第5期計画			第6期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	R3	R4	実績
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	設置	設置	—	3回	1回	2回	—
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数	—	—	—	12人	11人	8人	—
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	—	—	—	1回	1回	1回	—

※第5期計画においては、設置の有無が目標となっていたため、開催回数及び参加者等の設定はなし。

●目標達成のための方策

現在、いわき市地域自立支援協議会等において、保健・医療・福祉関係者による精神障がい者も含めた、障がいのある方の地域移行を推進しているところです。引き続き、関係機関等と連携を強化し、協議の場において取り組みを進めていきます。

●令和4年度（第6期2年度）における実施及び今後の方針について

令和2年度までは、市自立支援協議会の下部組織である地域生活支援部会を協議の場として位置付けていたが、令和3年度からは、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進のための検討会を協議の場として位置づけ、協議を行っているもの。

①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

⇒2回

②保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数

⇒8名

③協議の場における目標設定及び評価の実施回数

⇒1回

令和4年度は新型コロナウイルスの影響のため開催回数及び参加者数が目標値に届かなかった。令和4年度以降も引き続き、協議の場を設置するための準備を行っていきます。

(3) 成果目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行の促進、重度障がいにも対応することができる専門的人材の育成・確保や地域で安心・安全に生活できるよう緊急時における迅速な対応や将来に向けた積極的な働きかけを図る地域生活支援体制を強化します。また、その機能充実のため、年1回以上の運用状況の検証や検討について目標値を定めます。

国の基本指針	
①令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。	

●第5期計画実績及び第6期計画目標値・実績

項目	第5期計画			第6期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	R3	R4	実績
整備箇所数	1箇所以上	1箇所	100%	1箇所	1箇所	1箇所	—
検証・検討回数	—	—	—	1回以上/年	1回	1回	—

●目標達成のための方策

地域生活支援拠点等の整備については、広域性及び利用者の利便性を考慮し、地域の事業者が分担して機能を担う「面的整備（地域生活支援体制強化事業）」として整備しました。

今後は、事業者等の関係機関の連携を図りながら強化に努めていくとともに、運用状況の検証や検討を行います。

●令和4年度（第6期2年度）における実施及び今後の方針について

第5期計画に引き続き、「面的整備（地域生活支援体制強化事業）」として、地域生活支援体制の整備を行った。

【整備内容】

- ・日中一時支援事業の委託可能事業所の整備（委託事業所数：31か所）
- ・日中活動系（生活介護）事業所における緊急一時宿泊事業の整備（委託事業所数：6か所）
※新規開始1か所
- ・地域生活支援のためのコーディネーター配置（1名）

今後も、事業所を訪問し、委託可能事業所の拡充、事業参入の依頼を継続し、さらなる機能の充実に努めます。

(4) 成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がいのある方の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めるため、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業所等（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）を通じて、令和5年度中に一般就労へ移行する者の人数及び就労定着支援事業利用者等について目標値を定めます。

国の基本指針

①福祉施設から一般就労への移行

⇒令和5年度中に、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者を、令和元年度実績（30人）の1.27倍以上へ

うち、就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数：令和元年度実績の1.30倍以上
 就労継続支援A型を通じた一般就労への移行者数：令和元年度実績の1.26倍以上
 就労継続支援B型を通じた一般就労への移行者数：令和元年度実績の1.23倍以上

②就労定着支援事業利用者の増加

⇒令和5年度中に、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する

③就労定着支援事業の就労定着率の増加

⇒就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする

●第5期計画実績及び第6期計画目標値・実績（福祉施設から一般就労への移行）

項目	第5期計画			第6期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	R3	R4	実績
一般就労移行者	71人	30人 (R1年度末)	42.3% (R1年度末)	41人	31人	38人	—
就労移行支援事業を通じた一般就労移行者	—	24人 (R1年度末)	—	32人	27人	30人	—
就労継続支援A型を通じた一般就労移行者	—	4人 (R1年度末)	—	6人	0人	6人	—
就労継続支援B型を通じた一般就労移行者	—	2人 (R1年度末)	—	3人	4人	2人	—

※第5期計画においては、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）を通じた一般就労移行者の目標設定なし。

●第5期計画実績及び第6期計画目標値・実績（就労定着支援事業利用者）

項目	第5期計画			第6期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	R3	R4	実績
就労定着支援事業利用者	—	—	—	29人	11人	19人	—

※第5期計画においては、目標設定なし。

●第5期計画実績及び第6期計画目標値・実績（就労定着支援事業の就労定着率）

項目	第5期計画			第6期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	R3	R4	実績
就労定着支援事業所	—	1箇所 (R2年度末)	—	3箇所	3箇所	3箇所	—
就労定着率8割以上の事業所	—	1箇所 (R2年度末)	—	3箇所	1箇所	2箇所	—

※第5期計画においては、目標設定なし。

●目標達成のための方策

公共職業安定所や障害者・生活支援センターをはじめとする地域の関係機関との連携をより一層強め、就労を支援するための施策の拡充強化を図ります。

また、就労訓練を行う就労移行支援及び就労継続支援等の事業者の確保を図るとともに、就労系事業所の利用者について、企業での実習や施設外就労等、就職活動のための支援をはじめ、障がい者雇用に対する企業等への理解を促進するなど、就労移行の推進に取り組むとともに、移行後の職場定着率の向上に向けた支援に努めます。

●令和4年度（第6期2年度）における実施及び今後の方針について

一般就労移行者数及び就労定着支援事業利用者数において、目標値を実績値が下回りました。なお、就労定着支援事業所数においては、目標値どおりとなりましたが、就労定着率8割以上の事業所が2箇所と目標値を下回りました。

一般就労移行者における目標値に向けた達成率は92.6%（就労移行支援事業93.7%、就労継続支援A型100%、就労継続支援B型66.6%）となっております。就労定着率については、昨年度実績より全体的に上昇しており、事業者の確保を図りながら、目標値の達成を目指します。

(5) 成果目標5 相談支援体制の充実・強化等

日常生活の悩みや不安、様々な制度やサービスの利用、障がいの種別や各種のニーズに対応できるよう、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制等について、目標値を定めます。

国の基本指針	
①令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する	

●第5期計画実績及び第6期計画目標値・実績

項目	第5期計画			第6期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	R3	R4	実績
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	—	実施	—	実施	実施	実施	—
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	—	69回 (R1年度末)	—	104回 (R5年度末)	132回	205回	—
地域の相談支援事業者の人材育成支援	—	12回 (R1年度末)	—	18回 (R5年度末)	18回	37回	—
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	—	143回 (R1年度末)	—	72回 (R5年度末)	79回	73回	—

※第5期計画においては、目標設定なし。

●目標達成のための方策

基幹相談支援センター、障がい者相談支援センターにおける相談機能、地域の相談支援機関のそれぞれの役割と連携方法を整理し、相談支援体制の充実とさらなる周知を図ります。

●令和4年度（第6期2年度）における実施及び今後の方針について

令和4年度も令和3年度に引き続き、すべての項目において目標値を達成しました。

今後も、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センターと連携し、総合的・専門的な相談支援体制の強化を実施する体制の維持に努めます。

(6) 成果目標6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者にとって真に必要とされるサービスが提供できるよう、各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有などを事業所に対して働きかけ、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みを実施する体制等について目標値を定めます。

国の基本指針	
①令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する	

●第5期計画実績及び第6期計画目標値・実績（活動指標）

項目	第5期計画			第6期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	R3	R4	実績
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他研修への市町村職員の参加	—	0人 (R1年度末)	—	1人 (R5年度末)	2人	13人	—
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制	—	有 (R1年度末)	—	有 (R5年度末)	有	有	—
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	—	1回 (R1年度末)	—	1回 (R5年度末)	1回	1回	—
指定障害福祉サービス事業や及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果を関係自治体と共有する体制の有無	—	無 (R1年度末)	—	有 (R5年度末)	有	有	—
指導監査結果の共有回数	—	0回 (R1年度末)	—	1回 (R5年度末)	0回	0回	—

※第5期計画においては、目標設定なし。

●目標達成のための方策

利用者一人ひとりの状況やニーズに的確に対応できるよう、質の高い支援を安定的に継続することが求められています。

そのため、県や市が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市職員や市内サービス提供事業所職員の参加を促すとともに、障害福祉サービス提供事業所に対し、定期的・継続的に第三者評価機関による評価を受けるよう、普及啓発に努めます。

●令和4年度（第6期2年度）における実施及び今後の方針について

障害福祉サービス等に係る研修会への市職員の参加については、区分判定審査会調査員向けの研修会が県主催で開催されたため、各地区保健福祉センターから計13名参加しました。また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制については、集団指導講習会を共有する体制として位置づけ、年1回の実施を継続しております。指定障害福祉サービス事業及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果を関係自治体と共有する体制については整備済みですが、指導監査結果の共有回数は0回となっております。

3 第2期いわき市障がい児福祉計画の成果目標に係る実績等

(1) 成果目標1 障害児支援の提供体制の整備等

保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図るため、令和5年度末における障害児支援の提供体制の整備等に関する目標値を定めます。

また、発達障がい児及びその家族等に対する支援体制の確保に向けて、別途活動指標を設定します。

国の基本指針							
①児童発達支援センターの整備 ⇒令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1カ所以上設置する							
②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 ⇒令和5年度末までに各市町村において保育所等訪問支援を利用出来る体制構築する							
③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備 ⇒令和5年度末までに各市町村に1カ所以上設置する							
④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 ⇒令和5年度末までに、医療的ケア児支援について、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を各市町村又は各圏域に設置するとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置する							

●第1期計画実績及び第2期計画目標値・実績

項目	第1期計画			第2期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	R3	R4	実績
児童発達支援センターの整備	3箇所	3箇所 (R1年度末)	100.0%	3箇所 (R5年度末)	3箇所	3箇所	—

●第1期計画実績及び第2期計画目標値・実績

項目	第1期計画			第2期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	R3	R4	実績
保育所等訪問支援事業所	3箇所	3箇所 (R1年度末)	100.0%	3箇所 (R5年度末)	4箇所	4箇所	—

●第1期計画実績及び第2期計画目標値・実績（重度心身障がい児を支援する事業所の確保）

項目	第1期計画			第2期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	R3	R4	実績
児童発達支援事業所	2箇所	2箇所 (R1年度末)	100.0%	2箇所 (R5年度末)	2箇所	2箇所	—
放課後等デイサービス事業所	2箇所	2箇所 (R1年度末)	100.0%	2箇所 (R5年度末)	2箇所	2箇所	—

●第1期計画実績及び第2期計画目標値・実績（医療的ケア児支援のための協議の場の設置）

項目	第1期計画			第2期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	R3	R4	実績
関係機関の協議の場	設置	設置	—	設置	設置	設置	—
コーディネーターの配置	3人	0人	—	3人	0人	0人	—

●第2期計画目標値・実績（活動指標（発達障がい児等に対する支援））

項目	第1期計画			第2期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	R3	R4	実績
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	—	—	—	10人	7人	7人	—
ピアサポート活動への参加者数	—	—	—	10人	20人	26人	—

●目標達成のための方策

多様化・複雑化する障がい児支援に対するニーズに対応するため、いわき市地域自立支援協議会（児童・療育関係）等において現状及び課題の調査・検証を行い、関係機関等との連携を強化するなど、体制づくりに努めます。

また、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築を行うため、保健、医療、福祉、教育その他各関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援員等の配置に努めます。

発達障がいの早期発見・早期支援には、本人及びその家族等への支援が重要であることから、保護者が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の実施を推進します。また、障がい児等を持つ家族の不安解消を図り、適切な支援を行うため、ペアレントメンターの育成やピアサポート活動の充実に努めます。

●令和3年度（第6期初年度）における実施及び今後の方針について

①～③の整備箇所数については、すべての目標値が達成されました。

④の関係機関の協議の場については、地域自立支援協議会の「児童・療育支援部会」を協議の場として位置づけ、継続的に協議を行いました。コーディネーターの配置については、引き続き検討を行っていきます。

また、発達障がい児に対する支援においては、支援プログラム等の受講者数は目標値を下回りましたが、ピアサポート活動への参加者数は目標値を上回りました。

今後も、保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障がいのある児童及びその家族等に対する支援体制の確保に努めます。

令和5年度いわき市地域自立支援協議会における報告・協議事項等について

区分		主な報告・協議事項等 (予 定)
第1回	R5. 6. 20 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度いわき市地域自立支援協議会について ・ 令和4年度いわき市地域自立支援協議会の取組み等について ・ 令和5年度いわき市障がい者相談支援等事業について ・ 令和5年度いわき市地域生活支援体制強化事業について ・ 令和4年度における第5次市障がい者計画等の事業実施状況について ・ 令和5年度いわき市地域自立支援協議会における協議事項等について ・ 令和5年度自立支援協議会下部組織の構成及び目的等について
第2回	R5. 8. 24 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門部会からの活動報告について ・ 第5次市障がい者計画等の改定及び策定に係る素案について ・ 共同生活援助（日中支援型）の評価・助言について
第3回	R6. 1月中 旬頃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5次市障がい者計画等の改定及び策定に係る市長提言について ・ 障害者差別解消法に係る対応事案について ・ 障害者差別解消法改正に係る市職員要領の見直しについて (国の基本方針改正後)
第4回	R6. 3月中 旬頃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度における地域自立支援協議会の取り組みの報告について ・ 第5次市障がい者計画等の改定及び策定について

※ 協議事項については、上記以外に国における制度改正に伴い見直しが必要となるものや、必要に応じて個別案件等について協議を行うものとする。

令和5年度いわき市地域自立支援協議会（下部組織）の構成及び目的等について

名称		地域生活支援部会	就労支援部会	児童・療育支援部会	障がい当事者部会	運営会議
部会長等	所属	地域生活支援コーディネーター	いわき障害者就業・生活支援センター	調整中	後日、選定予定	
	氏名	草野 美保	蛭田 由香里			
副部会長等	所属	基幹相談支援センター	SOCIAL SQUARE	調整中	後日、選定予定	
	氏名	浄土 洋輔	吉田 千尋			
事務局	所属	障がい福祉課支援係	障がい福祉課事業係	障がい福祉課事業係	障がい福祉課支援係	障がい福祉課支援係
	氏名	若林 礼佳	吉田 裕史	永井 修平	木田 翔一	
その他の構成機関等		社会福祉法人2カ所	基幹相談支援センター	基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター、児童発達支援センター3カ所、子育てサポートセンター、医療機関、福島県いわき教育事務所、市教育支援室	基幹相談支援センター	障がい福祉課支援係
		特定非営利活動法人1カ所	就労系事業所10カ所（就労移行、就労A型・B型）		当事者	障がい福祉課事業係
		基幹相談支援センター	ハローワーク			基幹相談支援センター
			いわき障害者就業・生活支援センター			障がい者相談支援センター
						地域生活支援コーディネーター いわき障害者就業・生活支援センター
目的		障がい者等が望む暮らしが当たり前にできる地域づくりを進める。	就労支援に関する情報の共有を図り、課題に対し改善に向けた検討を行う。	障がい児やその保護者が自立した生活を営める地域共生社会の実現を目指す。	障がいを持つ当事者の声を聴くことにより、より質の高い相談支援体制を確保すること及び障がい種別を越えての障がい当事者間の交流を深める。	障がい者等の相談支援事業の適切な運営及び地域の障がい福祉に関するシステム作りが円滑に実施されるよう、地域自立支援協議会の事務局機能を果たす。
主な協議内容		(1) 人材の確保・育成について (2) 拠点事業の評価について (3) 相談支援体制の強化について	(1) 障がい者雇用の拡大、就労事業所から一般就労へ	(1) 障害児通所支援事業所の質の平準化及び向上に向けた取り組み (2) 教育と福祉の連携について	(1) 当事者の意見を取りまとめ各所に伝えていく 取り組み	(1) 地域課題の整理 (2) 課題を検討する場 の設定 (3) 全体会への課題提起・報告・提言
開催予定		2か月に1回程度開催	3か月に1回程度開催	年3回程度開催	3か月に1回程度開催	原則として毎月開催

令和5年度地域会議計画書（北部地域）

<p>【目的及び着眼点】</p> <p>地域における互助・共助の強化に向け、ネットワークの構築を図るとともに、地域住民や事業者等との交流を促進し、地域課題の抽出及びその解決策の検討を行うことにより、障がい児者が自らの意思で暮らし続けることのできる地域づくりにつなげる。</p> <p>(1) 障がいに関する啓発を行う（障がい特性・制度理解の促進等）</p> <p>(2) 情報を集約し分析する（地域で埋もれているケースの察知、早期発見、地域性の認知等）</p> <p>(3) 専門機関だけではなく、地域住民や当事者の意見も踏まえた検討を行う。</p> <p>(4) ネットワークの構築（顔の見える関係づくり）</p> <p>(5) 地域における相談の場・居場所づくり</p>	
<p>【構成される人々】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい当事者、家族 ・地域住民 ・地域関係（スーパー、コンビニ、病院、薬局、福祉事業所など） ・学校、教育関係者 ・民生児童委員 ・介護支援専門員 ・サービス管理責任者 ・地域包括支援センター ・いわき障がい者相談支援センター ・いわき基幹相談支援センター ・地域生活支援コーディネーター 等 	<p>【開催頻度】</p> <ul style="list-style-type: none"> *おしゃべり会は年4回 *サビ管交流会は年2回 *個別ケア会議、小地域ケア会議は随時 <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域会議や地域の集まりにて、その地域で暮らす障がい者にも参加してもらい、互いに「知り合う」機会をつくる。 ・障がい者が主体的に参加できるかたちでの『おしゃべり会』を企画・開催する。当事者のニーズから内容を企画、加えて様々な他業種に参加してもらうことで、問題解決や社会とのつながりを作っていく。 ・自立訓練や就労移行のサービス利用後地域とのつながりが無い方などに対して、何ができるか、地域の事業所等と意見交換しながら協働していく。 ・個別ケア会議を開催し、地域社会資源の参加・活用を提案していく。 ・地域の集まりに参加し、障がい者相談支援センターの広報活動を行う。 ・サービス管理責任者交流会の開催。

【年間計画】

月	内容	会場
5月	おしゃべり会開催（内郷・好間・三和地域）	キャンプ場（小川）
7月	サービス管理責任者交流会開催	公民館など
9月	おしゃべり会開催（内郷・好間・三和地域）	未定
12月	サービス管理責任者交流会開催	公民館など
1月	おしゃべり会開催（内郷・好間・三和地域）	未定
2月	赤井・平窪地区おしゃべり会開催（北部地域）（包括支援センター共催）	公民館など
随時	赤井地域小地域ケア会議開催（包括支援センター共催） 個別ケア会議開催、民生児童委員定例会参加	公民館など
年2回	いわき市放課後児童委員等研修会参加	公民館など

令和5年度地域会議計画書（南部地域）

<p>【目的及び着眼点】</p> <p>地域における互助・共助の強化に向け、ネットワークの構築を図るとともに、地域住民や事業者等との交流を促進し、地域課題の抽出及びその解決策の検討を行うことにより、障がい児者が自らの意思で暮らし続けることのできる地域づくりにつなげる。</p> <p>(1) 障がいに関する啓発を行う（障がい特性・制度理解の促進等）</p> <p>(2) 情報を集約し分析する（地域で埋もれているニーズの察知、早期発見、地域性の認知等）</p> <p>(3) 専門機関だけでなく、地域住民や当事者の意見も踏まえた検討を行う。</p> <p>(4) ネットワークの構築（顔の見える関係づくり）</p> <p>(5) 地域における相談の場・居場所づくり</p>	
<p>【構成される人々】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい当事者、家族 ・ 地域住民 ・ 地域関係者（スーパー、コンビニ、病院、薬局、福祉事業所等） ・ 学校、教育関係者 ・ 民生児童委員 ・ 地区保健福祉センター ・ 子育てサポートセンター ・ 障がい福祉課 ・ 地域包括支援センター ・ 障がい者相談支援センター ・ 基幹相談支援センター ・ 地域生活支援コーディネーター 等 	<p>【開催頻度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障がい福祉サービス事業所ネットワーク会議（勿来・田人、常磐・遠野）：各年3～4回 ○児童発達支援地域会議（小名浜）：年3回 ○児童発達支援ネットワーク会議（小名浜）：年3回 ○当事者活動支援・居場所づくり（小名浜、勿来・田人、常磐・遠野）：回数未定 ○小地域ケア会議：随時開催 <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障がい福祉サービス事業所ネットワーク会議（勿来・田人、常磐・遠野） <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所間で連携し相談し合える関係づくりを目的に、事業所の抱える課題検討や事例検討等を行う。 ○児童発達支援地域会議（小名浜） ○児童発達支援ネットワーク会議（小名浜） <ul style="list-style-type: none"> ・ 児の発達段階や特性に合った療育を受けることができる体制づくりと、就学に向けて切れ目のない支援が行われる地域をつくることを目的に、官民共同で実施。地域会議で課題抽出と解決策を協議し、ネットワーク会議で課題共有と実行をする。

	<p>【主な内容】</p> <p>○当事者活動支援・居場所づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小名浜：小地域ケア会議にて、支援と繋がっていない方等が過ごせる場・相談できる場の必要性を協議。高齢も障がいも地域で集える場として「みんなまるごと みなまるカフェ」を高齢分野と共同開催する。 ・勿来・田人：ピアサロンの運営支援に取り組み、当事者同士の支え合いや主体的な社会参加の促進を図る。 また、地域の福祉事業所と共同し、当事者の居場所づくりや地域住民への啓発に取り組む。 ・常磐・遠野：当事者の集いの場を設ける。おしゃべり会に継続参加される当事者が増えてきており、気軽に集える場をつくることで、主体的な当事者活動を促進し社会との繋がりを作っていく。 また、世代間・共生交流の場づくりを地域包括支援センターと共同で行う。
--	---

【年間計画】

月	内容	会場
5月	児童発達支援ネットワーク会議	小名浜公民館
6月	泉地区小地域ケア会議 障がい児者福祉事業所ネットワーク会議（勿来・田人） 障がい児者福祉事業所ネットワーク会議（常磐・遠野）	福島第一聖書バプテスト教会 福祉事業所等 常磐支所
7月	第3回みなまるカフェ（小名浜） 児童発達支援地域会議（小名浜） 当事者の集い（常磐・遠野）	福島第一聖書バプテスト教会 未定 事業所カフェ
8月	障がい児者福祉事業所ネットワーク会議（勿来・田人）	福祉事業所等
9月	児童発達支援ネットワーク会議（小名浜）	未定
10月	障がい児者福祉事業所ネットワーク会議（勿来・田人） 障がい児者福祉事業所ネットワーク会議（常磐・遠野） 世代間・共生型交流の場（常磐・遠野）	福祉事業所等 常磐支所 安泰デイサービス
11月	児童発達支援地域会議（小名浜） 当事者の集い（常磐・遠野）	未定 常磐支所
12月	障がい児者福祉事業所ネットワーク会議（勿来・田人）	福祉事業所等
1月	児童発達支援ネットワーク会議	未定
2月	障がい児者福祉事業所ネットワーク会議（常磐・遠野）	常磐支所
3月	児童発達支援地域会議 当事者の集い（常磐・遠野）	未定 常磐支所
時期未定	居場所づくり（勿来・田人） ピアサロン運営支援（勿来・田人）	

令和5年度自立支援協議会(障がい当事者部会)委員 募集要項

1 目的

本市の相談支援業務の在り方について、より質の高い相談支援体制を確保すること及び障がい種別を越えての障がい当事者間の交流を深めることを目的に、自立支援協議会(当事者部会)を設置し、その中で障がいを持つ当事者の方の声を聴くために、当事者部会の委員として活動される方を募集する。

2 主催

いわき市

3 日時

- (1) 日程： 令和5年8月下旬から1～2ヶ月に1度開催の予定
令和5年度は、8月、9月、10月、11月、1月、3月の全6回開催予定
- (2) 時間： 1回あたり約2時間程度を予定

4 会場

いわき市役所本庁舎、いわき市文化センター等を予定

5 内容

- 障がい種別を越えて障がい当事者同士の交流と理解を深め合うこと
- 相談支援業務の在り方について障がい当事者の声を聴き、より質の高い相談支援体制を確保すること
- その他必要な事項

6 募集人数

障がい当事者12名※1 (応募多数時は書類選考を実施)

※1 身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ方、発達障がいの診断を受けた方、
国の定める難病の方

部会参加にあたり、障がい当事者委員を補佐及び支援する方を置くことが可能。

7 対象

次の要件全てを満たす方

- 18歳以上(高校生は除く)のいわき市に居住もしくは勤務している方で開催される全ての部会に参加できる方
- 身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ方、発達障がいの診断を受けた方、国の定める難病の方
- いわき市の障がい者福祉をより良くしたいという熱意がある方

8 任期
3年(再任可)

9 報償費
部会への参加毎に、交通費や通信費等として、2,000円の謝金を支給

10 申込手続

- (1) 申込期間：令和5年6月21日(水)から令和5年7月21日(金)まで(必着)
- (2) 申込方法：申込書※2を障がい福祉課へ直接持参(休日を除く)、郵送、ファクシミリ又は電子メール
- ※2 障がい福祉課、各支所・地区保健福祉センター、各市民サービスセンター窓口を設置
又は市ホームページからダウンロード

11 問合せ先

〒970-8686 いわき市平字梅本21番地
いわき市保健福祉部障がい福祉課 自立支援協議会(当事者部会)担当
電話：(22)7485 / ファクシミリ：(22)3183
電子メール：shogaifukushi@city.iwaki.lg.jp

れ い わ ね ん ど じ り つ し え ん き よ う ぎ かい し ょ う と う じ し ゃ ぶ かい い い ん ち ろ う し こ み し ょ
令和5年度自立支援協議会（障がい当事者部会）委員申込書

※太枠内を記入・選択してください。

氏 名		生 年 月 日	
ふりがな		昭和 平成	年 月 日生 (満 歳)
住 所		電 話 番 号	
〒 ー いわき市		自宅 () 携帯 ()	職 業
(芳書)			
発達障害や指定難病の診断	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
(診断名)	(級)	(級)	(級)
委員に応募する動機を教えてください。			
障がい福祉分野で感じる課題があれば教えてください。			
当事者部会に対する意気込みや要望等があれば記入してください。			

■ 申込み先：いわき市 保健福祉部 障がい福祉課 当事者部会担当（いわき市役所 2階北側）
 まで、本申込書を直接お持ちいただくか、次の宛先に郵送・電子メール・ファックスにて締切日までにご提出願います。

郵 送： 〒970-8686 いわき市平字梅本21番地 電 話 (22)7485
 電子メール： shogaifukushi@city.iwaki.lg.jp ファックス (22)3183

■ 締切日：令和5年7月21日（金）まで（必着）

記入例

令和5年度自立支援協議会（障がい当事者部会）委員申込書

※太枠内を記入・選択してください。

氏名		生年月日	
ふりがな いわき いちろう 磐城 一郎		昭和 2 年 1 月 1 日生 平成 (満 33 歳)	
住所		電話番号	
〒 970 - 8686 いわき市 平字梅本 21		自宅 0246 (22) 7485 携帯 080 (1111) 2222	
(かたがき) (方書)		職 業 就労継続支援A型 ○○	
発達障害や指定難病の診断	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
有 ・ 無 (精神発達遅滞)	有 ・ 無 (級)	有 ・ 無 (B2 級)	有 ・ 無 (級)
委員に応募する動機を教えてください。			
障がいのことをもっと多くの人に知ってもらいたいです。自分は今仕事ができているが、働きたいと思っている人はたくさんいると思うので、少しでも力になりたいと思います。			
障がい福祉分野で感じる課題があれば教えてください。			
困ったときに、どこに・誰に相談すればよいのかがわかりにくいと思います。			
当事者部会に対する意気込みや要望等があれば記入してください。			
いろいろな障がいがある方と話し合っ、みんなが住みやすいいわき市にしたいと思います。			

■ 申込み先：いわき市 保健福祉部 障がい福祉課 当事者部会担当（いわき市役所 2階北側）
まで、本申込書を直接お持ちいただくか、次の宛先に郵送・電子メール・ファックスにて締切日までにご提出願います。

郵 送： 〒970-8686 いわき市平字梅本21番地 電 話 (22)7485
電子メール： shogaifukushi@city.iwaki.lg.jp ファックス (22)3183

■ 締切日：令和5年7月21日(金)まで(必着)